



令和元年 8 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

参議院選挙 2019 !

東京オリンピックの開会式とサッカーに申し込んだのですが、見事外れ、すこしほっとしている代表の三上です。

さて、巷では、先月、参議院議員の選挙戦が行われていましたね。
韓国との輸出規制の話の方が大きくなっていて、意外に注目を浴びていなかったのかなーと思いました。

そして、あまり主義を追い求める方でなく、自分の仲の良い方を応援したい派の私は、今回、応援する人がいなくて迷いました(笑)。

主義や考え方から投票先を決める！という方は、ヤフーの政党との相性診断も面白いですよー。(https://seiji.yahoo.co.jp/senkyo/)

私も一回やってみました。結果は、
自由民主党、公明党、維新の会：40%
立憲、社会、国民民主党：30%
日本共産党：20%
中途半端な結果でした(笑)



8 月の税務



- ・個人事業税の納付（第 1 期分）
納付期限…8 月中において各自治体の条例で定める日
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第 2 期）
納付期限…8 月中において各自治体の条例で定める日
- ・6 月決算法人の確定申告
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…9 月 2 日(月)
- ・12 月決算法人の中間申告
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…9 月 2 日(月)
- ・個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告 申告期限…9 月 2 日(月)



本店 便り

文責：亀田

日本人初のNBAドラフト1巡目指名！！

「皆さん、やりました！」

2019 NBAドラフト1巡目9位で指名された八村塁選手のインタビューでの言葉、スバラシイネ！！日本人として誇りに思います！！

平均年俸7億円以上といわれるNBAで今後どんな活躍をするのか今から期待でしかないですね。



さらに、使用するシューズは、Jordan Brand と契約したようなので、彼の名を冠したシグネチャーモデルが発売されたら即購入ですね（笑

インター店 便り

文責：大脇

フルーツサンド 時々 からだすこやか茶

毎日暑い日が続いていますね。夏休みではしゃいでいた頃と違い、大人になると煩わしささえ感じる今日この頃です。

先日、1年で落ち着くこの時期に、代表・社員・希望するパートの皆で健康診断へ行ってきました。



この時期になると、事務所内ではダイエットを始める者がおり、「〇〇さんがやせた！」等話題になります。「いまさら～」と横目で見つつ…私も糖と脂肪の吸収を抑えるお茶を飲んでいました(笑)。結果は…私史上最重量(°Д°) …いつ、いいんです…血液検査の結果さえよければ…。くすん(;▽;)

さて、労働者を雇う事業主が労働者に健康診断を実施することは、労働安全衛生法で義務付けられています。

ここで、定期健康診断を実施する際に押さえておくべきポイントをおさらい。

対象者……………社員はもちろん、パート等でも1年以上使用する予定で、週の労働時間が正社員の4分の3以上の者は該当します。

実施時期……………1年以内ごとに1回。
労働者ごとに実施時期が異なっても構いません。

健康診断の費用……………事業主が負担することになります。
ちなみに福利厚生費として経費になります。

健康診断受診時の賃金…法律上、受診時間中の賃金支払い義務はありませんが、労働時間として取り扱い賃金を支払うことが望ましいとされています。

長時間労働による健康障害が問題となっている昨今では、健康診断の重要性がさらに増しています。労働者の健康状態を把握して管理することは、他ならぬ会社・事業自身を守るためでもあります。健康診断の実施をよろしくお願ひします。

経営
情報

文責：浅野

仮想通貨（暗号資産）の税金

今年 5 月に国会で、仮想通貨を今後は暗号資産と呼ぶことが決まったり、6 月に米フェイスブック社が新たな仮想通貨「リブラ」を発表したりと、今年も話題の仮想通貨ですが、税務上の法整備も徐々に進められてきています。



そこで今回は、仮想通貨取引に係る、現時点での主な税務上の取り扱いを下の表にまとめました。

その他ご不明な点は担当者までお問い合わせ下さい。

個人で仮想通貨の売買を行った場合の所得区分	基本は雑所得となります。雑所得は、その年の他の雑所得と合わせて損失が出たとしても、他の所得区分（給与所得等）との相殺はできません。 仮想通貨の売買で生計を立てていると認められる場合は事業所得となる可能性があります。
個人で「仮想通貨の証拠金取引」を行った場合の所得区分	上記と同様です。外国為替証拠金取引（いわゆる FX）と似ていますが、こちらは申告分離課税となり、税務上の取り扱いが全く異なります。
仮想通貨を売却した場合	売却額と取得価額の差額が課税の対象となります。
仮想通貨で商品を購入した場合	仮想通貨を売却して日本円に換えて、その日本円で商品を購入したと考えられるため、「仮想通貨を売却した場合」と同様になります。
仮想通貨同士の交換をした場合	仮想通貨を売却して一旦日本円に換えて、その日本円で別の仮想通貨を買ったと考えられるため、「仮想通貨を売却した場合」と同様になります。新たに購入した仮想通貨が、その時点で日本円でいくら価値があったのかを記録しておく必要があります。
取得価額の評価方法	「総平均法」又は「移動平均法」の使用が認められていますが、このほど法定評価方法（すなわち、特に届出をしない場合の評価方法）は「総平均法」と決定されたため、「移動平均法」を使う場合には確定申告期限までに届出が必要です。
仮想通貨を購入した際に手数料を支払った場合	手数料も含めた金額が取得価額となります。
ハードフォーク（分裂）により新たな仮想通貨を手に入れた場合	取得価額 0 円で購入したと考えられ、購入しただけです。この時点では税金はかかりません。
マイニング（採掘）により仮想通貨を手に入れた場合	手に入れた時点の日本円での価値が取得価額となります。

行楽 日記

文責：牧野

ヤイリギター

先日、可児市のヤイリギターの工業見学に行ってきました。
行ってみようと思ったきっかけは、母から貰ったギターがヤイリギターオーダーメイドのクラシックギターで、母のギターへの思いが少しでもわかるといいなと思ったからです。



早く着いてしまった私は、直売所兼休憩所である 2 階に通されました。階段からギッシリと有名人のサインが飾ってありました。

2 階には様々なギターがありました。ダブルネックギター、12 弦ギター、月や猫の形の可愛いギター、そして女性の形をしたギター(笑)。見ているだけで楽しかったです。



工場見学は 1 時間程で、何も無い 1 枚の板から、ギターになるまでの工程を見せて頂きました。

ヤイリギターは全てが手作業なので、1 日に完成する数は 20 本程度とのこと。大量生産出来る機械が増えている中、手作りにこだわっている職人さんたちの丁寧な技術、そして志が伝わってきました。

今はまだ上手に弾けませんが、クラシックギターの名曲である「禁じられた遊び（ロマンス）」を弾けるように、楽しんで練習しています。又、いつか子どもたちと出来たらなあ…なんて思っています。

(写真は一部規制がありますが、自由に撮ってもいいとのことでした。)

夏季休業のお知らせ

夏季休業日：令和元年 8 月 11 日(日) ～ 令和元年 8 月 15 日(木)

8 月 16 日(金) より通常営業致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



無料経営相談実施中！！！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

8 月開催スケジュール(要予約)

8 月 5 日(月) 午前 10 時より 12 時まで

8 月 7 日(水) 午後 1 時より 5 時まで

8 月 20 日(火) 午後 6 時より 8 時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**



三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆ 共通メールアドレス mikami@taxer.info